

第 66 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：平成 30 年 1 月 16 日(火) 10 時 00 分～12 時 20 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室

出席委員：奥水肇会長、越澤明会長職務代理

植木陽子委員、野口景子委員、山本俊文委員

秋山哲雄委員、石川幹子委員、入江彰昭委員、岩田晴夫委員

欠席委員：志村直愛委員

奥水会長：第 66 回鎌倉市緑政審議会を開催します。事務局から、委員の出席等について、報告をお願いします。

永井みどり課長：それでは、委員の出席についてですが、志村委員が遅れられているように見えていませんが、委員の過半数の出席がありますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

奥水会長：本日の次第(案)と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：お手元にお配りしている次第(案)について、説明いたします。審議事項として、「前回審議会会議録の確認」の 1 議題。報告事項として、『「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の発送等について』、「鎌倉都市計画都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について」、「生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条例の制定について」「緑の都市賞受賞について」「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(その 2)」の 5 議題を予定しております。

なお、本日の会議は、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議の招集と併せて、全ての議題を公開することを会長にご判断いただいております。ただし、会議中に会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを規定しております。このことを踏まえまして、次第(案)の内容と会議の公開についてご確認ください。

奥水会長：本日の次第(案)について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、原則として全ての議題が公開となりますので、よろしくをお願いいたします。このことを踏まえまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

奥水会長：特になければ公開ということに致します。次第をご覧いただいて、午前中からお忙しいところお集まりをいただいているところですが、進行に余裕があるようなので、次第(案)にある報告事項(1)『「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の発送等について』は、色々ご意見があるかと思いますので、お時間もあることですし、あとに回して取扱いたいと考えますので、よろしくお願いします。そ

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

れでは、それ以外はこの次第に沿って審議を進めさせていただきます。次に、会議資料について、事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：本日の会議資料について説明いたします。まず、審議事項に関する資料についてです。資料 1 は、前回会議録(案)です。これにつきましては、審議事項(1)におきまして、ご確認いただいた後、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、ホームページへの掲載等により公表するものとします。

次に、報告事項に関する資料として、報告事項の順番は変わりましたが資料番号のとおり説明させていただきます。資料 2 は、「「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の発送等について」、資料 3 は、「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について」、資料 4 は、「生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条例の制定について」、資料 5 は、「緑の都市賞の受賞について」、資料 6 は、「鎌倉市緑地保全基金の推移を踏まえた各事業の取組について」でございます。

次に、その他の事項に関する資料として、資料 7、平成 29 年度日本造園学会関東支部大会の報告書の写しを配付させていただきました。なお、資料は、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、ホームページへの掲載等により公表するものとします。以上、会議資料の公開について、ご確認をお願いします。

興水会長：会議資料について、事務局から説明がありました。ご意見などございますか。

(意見なし)

1 審議事項

(1) 前回会議録の確認

興水会長：それでは、審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：前回会議録につきましては、前回審議会終了後に事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、越澤会長職務代理、岩田委員及び植木委員からそれぞれ文言を整える修正のご指摘がございました。ご指摘に沿って修正した会議録を、資料 1 としてお手元に配付してございます。

興水会長：前回の会議録につきましては、いかがでしょうか。

(意見なし)

興水会長：それでは、この会議録により前回審議会の会議録を確認したことといたします。

2 報告事項

(1) 「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について」

興水会長：それでは、報告事項の(1)「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について」、事務局から報告をお願いします。

館下都市計画課長：都市計画課長 館下です。それでは、報告事項(1)「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について」説明をさせていただきます。本件につきましては、

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

昨年 7 月 27 日に開催した当審議会にて、見直しの内容等を報告しておりますが、その後、鎌倉市都市計画審議会への報告やパブリックコメントを行い、「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)」を作成したので、その内容及びパブリックコメントの結果等について報告させていただきます。スクリーンを用いて説明します。

初めに、方針(案)について説明します。なお、方針(案)は資料 3-2 として配付しております。方針(案)では、前回審議会にて説明した見直しの内容を元に、見直しの背景、本市の現状、見直しの考え方及び見直しのフローを示した上で、対象を選定し、具体的な対応方針を示しています。なお、見直し対象公園の個別地区の方針については、前回の報告から変更はございません。方針(案)の構成ですが、1 頁の第 1 章では、背景や本方針の位置付けを示し、3 頁の第 2 章、本市の現状として、都市計画公園・緑地の都市計画決定や供用の状況を示しています。4 頁の第 3 章、見直しの考え方では、ステップ 1 から 5 までの見直しの手順、8 頁ではフローについて説明しております。9 頁以降の第 4 章では、具体的な見直し対象候補を選定し、検証結果や個別公園の見直し方針を示しています。

それでは、各章ごとの内容を説明いたします。まず、第 1 章の見直しの背景についてですが、前回審議会において説明した、国や県の動向を受けて、見直し方針を策定することとなった背景を説明しています。第 2 章の本市の現状では、本市の都市計画決定された都市計画公園・緑地が 54 公園、2 緑地、総面積で約 170.6ha あることを示しています。また、都市計画公園・緑地の供用状況として、未供用の面積が約 26.2ha・約 15%あり、そのほとんどが都市計画決定後 50 年以上経過している現状を示しています。第 3 章では、見直しの考え方を示しています。資料は 4 頁から 8 頁にかけてとなりますが、上位計画との整合として、「鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、「鎌倉市都市マスタープラン」との整合を図っています。また、見直し対象が「鎌倉市緑の基本計画」の配置方針や概ねの位置・規模等と整合しているかを確認するため、都市計画公園・緑地に求められる機能と、緑の基本計画における機能の整理を行い、必要性の検証を行っています。見直しの検証は、県のガイドラインにおける見直しのフローに沿って、ステップ 1 で見直し対象を選定し、ステップ 2 から 5 までにおいて、必要性、実現性や代替性を検証した上で、存続・廃止・変更の判断を行うこととしています。第 4 章では、見直し対象の選定を行っています。資料は 9 頁以降となります。県ガイドラインを踏まえ、都市計画決定後 20 年以上経過しても未供用区域が存在し、かつ整備が完了していない区域を未着手区域として抽出し、結果、3 公園 10 地区・約 26.1ha を見直し対象としました。見直し対象公園は、スクリーンに示した 3 公園です。資料は 12 頁となります。4 の見直し対象公園の検証では、対象公園の区域ごとに方針を示しています。

まずは、鎌倉海浜公園です。未着手区域が 6 箇所あります。未着手区域の方針は、前回審議会でも説明した結果から変更しておりませんので、廃止する 3 地区のみ改めて説明します。①の金山地区の山林部分は、昭和 63 年に公園区域とほぼ重複して歴史的風土特別保存地区に指定されたことにより、古都景観を守る上で現状凍結的な保全を図っていく区域となったことから、公園整備の必要性がなくなったため、廃止の方針としています。また、②の金山地区の宅地部分は、区域内に 4 軒の住宅が建っており、施設整備の予定が決まっていない中で、長期にわたり都市計画法第 53 条による建築制限がかかっている状態であ

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

ること、また、一体である①の山林部分が歴史的風土特別保存地区に指定されており、本区域に求められる海浜景観保全の機能は満足しているため、必要性が低いと判断し、廃止の方針としています。なお、都市計画法第 53 条の制限につきましては、建物の階数は 2 階まで、かつ、構造は木造や鉄骨造等の構造であり、堅固なものではない場合のみ建築を許可するといったものです。③の飯島地区についても、区域内に 8 軒の住宅が建っており、海浜部とは高低差があるため、本区域と海浜部との一体的な利用は想定されないこと、また、鎌倉海浜公園区域の端部に位置し、その他の区域で今後求められる機能は満足しているため、必要性は低いと判断し、廃止の方針としています。以上が廃止対象となる海浜公園の①、②、③となります。続きまして、源氏山公園です。未着手区域が北東側の山王台地区 1 箇所、住宅が 17 軒ほど建っています。当地区も、前回審議会で説明したとおり、存続の方針としています。続きまして、夫婦池公園です。未着手区域が 3 箇所あります。①の溜池部分、②の山林部分、③の雑種地部分のいずれも、前回審議会で説明したとおり、存続の方針としています。以上、見直し対象 3 公園の結果をまとめると、1 の鎌倉海浜公園の 6 地区のうち金山地区①の山林部分、②の宅地部分及び③の飯島地区は廃止、④の材木座海岸から七里ヶ浜海岸までの砂浜等は見直し対象外とし、その他の公園区域はいずれも存続の結果となりました。以上が見直し方針(案)の説明となります。続きまして、平成 29 年 7 月 27 日に開催された前回審議会における意見への対応について説明致します。前回審議会では、「見直し対象公園の区域について、廃止の方針とした理由の説明が不十分である。現地の状況等を説明した上で、廃止はやむを得ないという説明が必要である。」といった意見を頂きました。ご意見を踏まえて、方針(案)では見直しに至った背景、本市の現状、見直しの考え方及び見直しのフローを示した上で、対象公園の個別地区について、検証結果に至った判断の理由を見直しフローのステップに沿って説明することとしました。また、現地写真を掲載することで、現地の位置や現況についてより把握できるようにしました。続きまして、パブリックコメントの結果について説明します。平成 29 年 11 月 6 日から 12 月 5 日までの 30 日間、方針素案についてパブリックコメントを実施した結果、意見書 3 通、計 4 件の意見を頂きました。意見の内訳としては、方針全般について、個別公園の見直し結果について、都市計画公園・緑地の制度について及びその他がありました。パブリックコメントにおける意見の一覧及び市の考え方は資料 3-3 にまとめていますが、主な意見をご説明します。まず、個別公園の見直し結果についての意見として、「鎌倉海浜公園・金山地区の廃止理由は説明不足である。古都保存法の内容を加筆し、緑地が保たれる旨を明記してほしい。」との意見がありました。これに対しては、方針(案)14 頁において、歴史的風土特別保存地区における行為制限について説明し、施設整備を図る都市計画公園ではなく、現状凍結的に歴史的風土の保存を図るべき地域制緑地として保全していく旨を明記しました。次に、都市計画公園・緑地の制度についての意見として、「都市計画公園・緑地の区域内に宅地があること、建築の許可が受けられることについて説明して欲しい。」との意見がありました。これに対しては、方針(案)7 頁で、都市計画法第 53 条第 1 項の許可についての説明を記載し、都市計画公園・緑地の区域内において建築を許可する同法第 54 条の許可基準を示すとともに、建築制限の目的について示しています。最後に、今後のスケジュールですが、本方針(案)を 1 月 23 日に予定している鎌倉市都市計

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

画審議会に諮問し、了承を得た後に、平成 30 年 2 月中に見直し方針を確定し、公表することを目標としています。なお、区域の廃止を予定している鎌倉海浜公園の金山地区、飯島地区の都市計画変更手続は、平成 30 年度から 31 年度にかけて実施する予定です。以上で報告を終わります。

興水会長：ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

越澤会長職務代理：和賀江島の前の解除区域の住宅地について、現状の用途地域を説明してください。何を聞きたいのかといいますと、今は 2 階建ての高さ制限が利いていますが、解除した場合に緩めになるのか、どのような制限になるのか説明ください。

橋本都市計画担当：都市計画課の橋本と申します。よろしくお願い致します。和賀江島のところは第一種住居専用地域になりますが、第三種風致地区の指定がございまして 10m までの高さ制限となっております。現状だと 2 階建てまでの建築となりますが、公園区域を解除することによって高さ 10m までは建築することができるようになります。

越澤会長職務代理：事実として、現状の用途地域は記載しておいた方がよいのではないのでしょうか。高さ 10m までなので、現状では鎌倉の実際の社会通念上で考えても決して規制緩和をしたということにはならないと思います。高さ 10m というのは相当厳しい制限だと思いますので、現状の法指定は記載した方がよいという気が致しましたが、主管は都市計画課の報告なので、どうするかは基本的にはお任せします。

興水会長：画面で見直しの流れ図を示し、資料でも 8 頁に見直しのフローがでていますが、このフローを使ってもう少し丁寧にご説明いただければと思います。飯島地区はどのような流れで廃止というようになったのか、お分かりにならなかった委員の方もいるかと思うので、飯島地区だけもう一度、説明をしてください。

橋本都市計画担当：資料 3-2 の 23 頁をご覧ください。神奈川県ガイドラインに従って検証を行なった結果となっております、23 頁をご覧くださいと思います。こちらが、ステップ 1 からステップ 5 までの存続の検証結果を出しておりますが、ステップ 1 は見直し対象区域の選定についてステップ 2 で必要性の検証を低いとして判断しております。これは今後求められる機能の整理として、環境保全機能やレクリエーション機能、景観形成機能がこの場所には求められているということでして、ステップ 2 のコメントとして、こちら海岸面の岩場というのが国指定史跡和賀江島として指定されていて、文化財保護法で岩場部分の保全が担保されているということ、あと、本区域については 8 件の住宅がありまして、都市計画法第 53 条の建築制限が掛かっている。また、海浜部との高低差があるため、本区域との一体的な利用は想定されず、その他の海浜部や整備済区域で、海浜公園として求められる機能は満足しているということから、この区域については必要性が低いという判断をして、廃止を行うという判断をしています。

興水会長：この画面でいうとステップ 2 のところで必要性の判断をして、その次に 4 の方に行って廃止という判断をしているということでよいですか。

橋本都市計画担当：そのとおりです。

興水会長：他にありますか。

石川委員：となりの金山地区もそうですが、例えば 22 頁に、金山地区でステップ 2 のコメントがございします。そのまま読みますと区域内には 4 軒の住宅があり、長期にわたり都市計画法第

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

53 条の建築制限がかかっている。①の廃止に伴い公園区域としての必要性が低くなっているとありますが、これはほとんど、論理、つじつまが合わない説明だと思います。要するに公園というのはもちろん原っぱとか、遊び場もありますけれども大事な緑地を守るという存在価値というものが極めて高いわけで、この理由では歴史的風土特別保存地区がかかっているのを重複することを避けるために外したと思いますけれども、これは、たまたま法律では歴史的風土特別保存地区でありますけれども、公園としての機能は存在意義というところで極めて重要ですから、公園区域としての必要性が低くなるという 22 頁のステップ 2 のコメントは論理矛盾だと思います。これは書いてはいけません。要するに、公園と同等の担保性が確認されたので金山地区の山林部分を外すというだけで、だからといって宅地部分の必要性が低くなるということにはなりません。それから飯島地区に関しても、海岸部というのは高い所と低い所が両方あるわけで、一体的利用が想定されないからといって海浜公園の意味がないというコメントとしては、論理性がないと思います。もう一つ大事なことは、14 頁に戻って、写真があって黄色い丸があって 4 軒の住宅がありますが、歴史的風土特別保存地区との関係性がこれではわからないので、しっかりとしたものでご説明いただきたいと思います。海浜部にも緑があるように見えますので、決して端っこには見えません。私個人的に理解できない写真なのということが 2 点目です。それから 3 点目は、かなり大事なことで 5・6・1 号鎌倉海浜公園というのは、鎌倉市の財産だと思えます。それが赤で囲っているだけで実際どんなふうになっているから廃止する必然性があるという鎌倉海浜公園の全体がわかる図面、それに基づいた方針を出されればいいですけれども、それがどの図面を見ればわかるのか。その図面を見れば、十分に説明がなされているというのがわかればよろしいと思います。その図面が見あたらないので教えてください。3 点です。

興水会長：事務局わかりますか。

館下都市計画課長：まず金山地区 22 頁ステップ 2 のご説明ですが、趣旨としましては都市公園として都市計画決定しているわけですが、かたや現状凍結的な保存として歴史的風土特別保存地区の 2 重の都市計画決定がなされています。市としては現状凍結的な保存を明確にしていきたいということで、都市計画決定されている施設整備はしないということで廃止の検討をしているという趣旨でございます。この辺の趣旨をご理解いただきたいということでございます。

石川委員：ですから今のご説明はきちんとなっていない。海浜公園ですから、公園というのは同じ地域でも全部使えるわけではなくて、しっかりとした緑があって使える広場があるということですよね。海浜緑地として崖の山と海浜部という一体的な海浜の景観なわけですから、それをこのように切り離してというのは鎌倉のもつ豊かな海浜の景観の構造というものに一貫していないし、ここにこのように書くというのは、鎌倉の景観を認識する視点自体が非常に間違っていると私ははっきりと申し上げます。

館下都市計画課長：公園としての位置付けで景観的なものを保つというのは当然ありえると思えますけれども、古都保存法の方で景観的なものを担保できるということであれば、景観的な担保は支障ないという前提で片方は外すということだと思います。

石川委員：私は宅地の方の話をしています。22 頁のコメントでステップ 2 の公園区域としての必要

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

性が低くなっているというコメントは間違っているのではないのでしょうかという単純な質問です。1 の古都保存法と二重というのが嫌であればそれで構いませんけれども、こちらが、山林がきちんと担保されているのに、廃止に伴って必要性が低くなるという論理が何故に通用するのかというのがわからないという単純な質問ですので、ゆれないでしっかりお答えいただきたいと思います。

館下都市計画課長：もう少し趣旨を含めた内容に見直しをさせていただければと思います。

興水会長：指摘は①の廃止に伴い公園区域としての必要性が低くなるという書き方がどうかということです。

石川委員：あとで直しますと言われても、審議会は審議をするためにここに集まっていますから、私は責任をもってお答えいただきたいと思います。公園というのは色々な機能があるわけですから、必要性が低くなるというのは論理性がないと思いますし、お答えいただかないといけないと思います。

館下都市計画課長：公園としての必要性が低くなるというのではなくて、緑の機能というのは古都保存法で担保されるということだと考えます。

石川委員：山林部分については質問しておりません。外すところの宅地部分に対してなぜこのような説明になるのかということです。長い間供用が開始できないというのは山のようにありますので、コメント 2 の理由というのは極めて重要ですから明確にお答えください。

興水会長：①は古都法区域と被っている。だから、公園区域を外しても古都保存法で守られているというのは大丈夫です。これはわかります。そのことと②については古都保存法ではないですよね。石川委員のご指摘は海浜公園というのは、緑と海浜部分とが一体的となっている景観であるからそのことを意識すると、この書きぶりはこれでいいですかというご指摘ですよね。①は守られているけど、②は宅地になっているから外すのだというのは少し乱暴ではないでしょうかということです。

越澤会長職務代理：石川先生の意見に反論する意味ではなくて、補足で別の意見を言います。私は名古屋市の審議会で都市計画公園見直しの部会長をしていました。約 10 年前に行って、今もう一回見直しをしておりますけれども、約 10 年前の部会の名称は長期未整備公園の見直しと整備プログラムという名前になっています。皆さんが論理的に石川先生のご指摘に答えられなくて苦しんでいるのは、整備の話が入っていないからで、本音をいうと整備を進めることが厳しいという部分があります。全部の自治体にもこれは当てはまりますが、公園整備としてそこは無理だろうと、凍結だけでなんとか勘弁して欲しいという本音が言えないところが苦しいわけで、それは都市計画公園の計画論としてだけ見直しを言ったので、計画論で必要性はないという論理は成り立たないという指摘をされると反論できなくて困ってしまうということが根本原因です。我々は今日で審議会委員が退任なのできちっとなさりたいという石川先生のお話ですが、これは神奈川県庁の方針で、その方針が計画論だけでやっていますから、それに沿ってやられたと思いますが、やはり鎌倉市は緑を頑張ってきた自治体ですから、本音でいうと整備がギブアップだという部分が上手に説明出来ない。現状で建物があることがそれほど周囲に大きな支障を与えないとか、平屋があって 2 階までなら現状のままですとか、周囲に対しても大きな影響がありませんとか、当面は現状凍結のままでなんとか行きたいと思いますとか、海浜公園として本来は整備された

ほうが良いと思いますが、行政用語で上手に説明できない部分で苦しんでいると思います。多少、評論家的な視点ですが、論理構成で言った場合は、学者は論理構成で指摘するので、その辺が、皆さんが苦しんでいる原因ということで。ここでは、報告事項なのでどうかと思います。

石川委員：報告事項みたいですから、つまらないことは言いません。

越澤会長職務代理：つまり、計画論で捌いてしまったから、例えば、見直し後の高さ制限についてどうするか書いてないでしょう。私は、ちょっとそれはまずいと思います。もう一つは、鎌倉市の場合は小さな見直しなので、機能としては重大かもしれませんが、住宅宅地件数が見えていますので、個別の地権者にお話していますかということです。都市計画廃止後は税金が一般市街地並みに上がります。今まで規制がかかっているから、税金が安いのです。そのことは、地権者は知っていますが、一般的には知られていません。実は税金が上がるのが嫌がられるケースがあり、私も全国的にあることを知っています。それと、変な話なのですが、税金が安いまま、都市計画は未整備で、周りが緑で、自分の家だけが建っているのが良いということがあるのです。全国的な話であり、鎌倉と言っているわけではありません。だから、そのあたりのところが現実なのです。市は固定資産税の権限を持っていますから、やはり都市計画の見直しをするということは、通常市街地扱いをするということになります。先ほど用途地域を言ったのですが、3 階建てまで OK ですよということになります。だから、鎌倉海浜公園のあの場所は、いずれ 3 階建てまで建てられることになるということを、今回はっきり言った方が良いです。3 階建てが良くなって、現状の 2 階建てで海浜の景観を守るとすると、高度地区を入れるか、今の風致地区をもう少し厳しくするかというところを全部まとめて、さらけだして言われたほうが良いと思います。ただ、それは行政用語で上手にまとめなければならない。

石川委員：整備のことでセットで、というのはとても大事なご指摘です。私、3 つ質問をしましたので、特に最後の鎌倉海浜公園全体はどうか、というのは、まさに整備のプログラムに関わってくるところです。虫食いのここは廃止、ここは廃止としていくと、大変なことになるのではないかと懸念はどなたも持たれるわけです。せっかく、これがきちんと理義のある公園区域になっている。その整備のプログラムというものを長期的に考えたときに、この妥当性というものが、なるほどとわかるような資料が欲しいです。現況、線でぼんやりと書いているだけなので、よくわかりません。ですから越澤委員の質問と同じ線上にあります。第 2、第 3 の質問に対してお答えいただきたいと思います。それで、越澤委員は名古屋とおっしゃいましたが、私は川崎市の委員をずっとやっております。川崎市の長期未整備の方針は、とにかく少しでも廃止しないという固い決意で、最小限に留めました。申し訳ないですけどもきちんとカルテを作りました。先ほど委員の先生方からご指摘がありましたとおり、ステップに沿って、ステップ 1 で、ステップ 2 でどうしたと書いてありますが、これだけみると何がなんだかよくわからないですね。それで、わからないので、14、15 頁を見ますと、これも航空写真でわからない。だから、かけがえのない公園をかたや廃止、かたや継続とするのですから、ぱっと見たら、なるほどと思えるようにしないと。これを直してください、とは私は今、申し上げませんが、少なくとも、今の金山地区に関しては 14 頁のどこが、歴史的風土特別保存地区なのか、どこが廃止区域

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

なのか全くわかりません。15 頁も赤い線が描いてあるだけで、どのようにこの鎌倉海浜公園を、というのが見えません。恐縮ですけれども、今日で最後なので、以上 2 点をお願いします。

館下都市計画課長：資料的に歴史的風土特別保存地区のところの表記が不十分で申し訳ございません。鎌倉海浜公園についての整備は、13 頁にあります。スライドに①-⑥ということで分けて検討しておりまして、このうち①②③とございますのが、今、ひと通り説明させていただきました金山地区の山林部分、宅地部分と陸地になります。それから、材木座海岸から七里ガ浜海岸まで、ここに海岸は公共空地として利用されていると記載していますけれども、これは既に開園されている公園緑地と同等に扱うとしていますので、見直しの対象外という方針としております。それから、金山地区の下になるのですが、坂ノ下地区は今後も検討していきます。供用開始部分が、海浜部分でございますけれども、海浜プールの一体整備を検討して存続の方針としています。それから七里ガ浜駐車場につきましては、民間の駐車場ではございますけれども、海浜利用者が主に利用する駐車場として使われております。財源もなかなか無いことで存続といった方針としています。6 地区に分けての検討をしているところでございます。

石川委員：この議論で言うのは恐縮ですけれども、小さな図面ですけれども廃止のところと存続のところと、海側と山と非常に連続していて、言わば要になるような部分です。それから飯島地区も本当に面積は小さいですけれども、言わば大事な鎌倉海浜公園の命のような部分であるということが、この図面から読み取ることができましたので申し上げました。結果的にこれは、宅地のところがよくわからないですね。すみませんと言われましても困ってしまいます。資料はやはりきちんとしていただかないといけないと思います。都市計画審議会では、きちんと出されると思いますが、しっかりとした資料にしてください。今までそうやってきましたので、よろしくお願いいたします。

入江委員：今の議論は前回、7 月の審議会でも私や山本委員や植木委員からもコメントさせていただいた件だと思うのですが、やはり分かりづらいです。都市計画公園が廃止された時、法的担保がきちんとされているのかが、この資料だけでは読みづらいです。①山林部分は廃止した時に、歴史的風土特別保存地区、市街化調整区域、風致地区であるところのシートの中に書いておかないと、何によってその後担保されるのかわかりにくいです。例えば、宅地部分が都市計画公園から外れた場合に、そこが風致地区だとしても、この後、どのような建物が建つかわからない。勿論、風致地区の中だから、奇抜な建物はありえないと思いますが、21、22、23 頁に書いておかないとわかりづらいというのが私の意見です。

館下都市計画課長：方針(案)は、ガイドラインの様式に沿ったものですが、追記したいと思います。

岩田委員：2 点ほどあります。金山地区は宅地の部分が山林部分の端部にあることと、宅地化されているということが廃止の理由になっていますが、ここを公園にしようということで計画を策定された時は、このあたり一帯にあったクロマツ林を中心とした風衝林を残したいということで指定されたのではないかと思います。となると、今宅地があつて宅地の林縁部が一緒に残っていると思いますが、その林縁部の保全がとても重要だと思います。林縁部がきちんと管理されなければ、一帯の山林の保全も担保されなくなる。そのようなことまで考えて廃止とされているのか心配があります。それから、廃止されてしまうと、単なる

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

宅地となって、自然環境を保全するという意味の法的な担保がなくなってしまう可能性があります。例えば、私が関わった案件で、邸宅が宅地化されるという話がありまして、法的根拠がなくて何もできず、民有地だったものですから、業者との間に入りながら自然環境調査を行なったことがあります。その結果、個人の邸宅でも非常に自然度が高いところが残っているということがわかりました。そのようなところが、鎌倉には何箇所もあるはずなので、そのような個人で所有されている自然度の高いところを担保して残していくということは、大きな課題になってくるはずです。将来、相続が発生してきたときなどは、果たして林縁部の保全が出来るのかということを心配しています。

また、緑の連続性ということが前から言われておりますが、どのような調査をして保全したらよいのかということはどこにも出てきていませんので今後の課題となります。例えば、細長い海浜公園の区域の中で、他の場所で代替機能があるから廃止するという考え方もあると思いますが、生態的や生物的に区域の特性がそれぞれありますので、それに応じた保全施策のあり方なども今後見直していかなくてはいけないと思います。安易に廃止をするということではないほうがよいと思います。詳細な地形図などを出していただいてないので、どこまでの環境が入るのか私も判断ができません。林縁部とか環境と環境が接する部分というのはとても重要なのです。石川先生も言われていましたが、廃止とするよりも継続していただいて、もう少し検討していただければと思います。

館下都市計画課長：今のご意見は飯島地区と金山地区の両方でしょうか。

岩田委員：両方です。

館下都市計画課長：金山地区の宅地部分でありますけれども、宅地が 4 件ありますが、今後、宅地化が広がるということはございません。4 件の宅地が存続するということになるかと思えます。林縁部は、古都法の歴史的風土特別保存地区の保全のあり方というのがありますので、それに沿ったことになっていくのかと思います。飯島地区ですけれども、確かに写真がわかりづらくて申し訳ございませんが、海浜部分に擁壁がありテトラポットに囲まれている状態で、既に宅地が 8 件建っている状態です。

興水会長：区域の見直しとか、そういった話からスタートしているので、そこからどうも抜け切れていないと思います。委員の先生方から再三出ているように、海浜公園としてどうかという話ではないので、それは公園課とか都市計画課の方が答えにくいのかかもしれません。かといって、この場所は、丁度エッジの部分だから、外してしまうとなると、もう何をやってもいいと言ったら言い過ぎかもしれませんが、景観や自然環境など緑が擁壁で固められて、どんどん変化、劣化していく。よく見かける光景です。鎌倉海浜公園も劣化していく。そのことまで考えると、都市計画、公園の話を超えて、緑の話になってくるので緑政審として委員の先生も意見を言わざるを得ないと思います。少しのきっかけで、どんどん変化し劣化し緑が無くなってしまうので、その第一歩になってしまうのです。それを黙ってはいられない。緑政審議会としても意見を求められていると思うのです。緑がどんどん変化し、劣化していくことに対して、みどり課としての考えはどうか。

永井みどり課長：緑の基本計画を所管する立場で回答します。緑の基本計画 157 頁に鎌倉海浜公園の都市計画決定の内容が載っています。緑の基本計画の制度ができる前、昭和 31 年に都市計画決定しています。そして、昭和 41 年に都市計画の変更がされたものです。それをそ

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

のまま緑の基本計画の施策方針として引き継いでいるというのが、緑の基本計画の内容です。ただいま都市計画課長からの説明にありましたように、金山地区、飯島地区の廃止をすることになったとしても、ここの部分の資料が足りないと、石川先生、入江先生に頂戴しているということは重々承知しておりますけれども、金山地区の宅地部分は一定の制限をもったまま宅地が存続していく、樹林地の部分は歴史的風土特別保存地区として保存されていく。それから飯島地区はなくなってしまうわけですが、一定の制限を受けた形で宅地が存続していくことになったとしても、この都市計画決定をされている理由、鎌倉海浜公園の機能は損なわないのではないかと判断を市はしようとしている中でご報告しているという、そのような考えでございます。

興水会長：それはよいのですが、緑の質、環境に対する劣化が始まるのではないかと、そのように考えることから、廃止してよいのですか、という指摘です。

永井みどり課長：言葉が不足しました。第一には、緑の基本計画の施策方針を変えることについては、緑政審議会のご意見を伺うということになっておりますので、安易に減っていくというものではございません。また、都市公園法でみだりに都市公園を廃止しないということになっておりますので、その精神も当然持っております。そのような中で、先ほど越澤先生からもおっしゃっていただきましたが、整備の見込みを踏まえると、苦しい部分もあるのではないかと判断をしようとしているところです。

石川委員：改めて、緑の基本計画 157 頁を見てみると、当初決定が昭和 31 年 9 月 24 日。昔の人はたいしたものだと思います。立派な計画です。これを私達がしっかりと守っていくべきであると思います。今日議論になっているところは、国指定になっていたところ、それと歴史的風土特別保存地区の部分、この海浜公園の言わば心臓部とも言える大事な所である。それを担保されているから廃止するという説明でした。

提案が 1 つございます。今回のようなぼんやりとした航空写真に丸を付けたような資料を使っても、誰も説得されないわけです。ここの印をつけた緑地が、生態的にどのような機能があるのか、どのような意味があるのかということを客観的に示さないと、制限をかけたり、税金を投入したりするための論拠が、示せないと考えています。鎌倉市と岩田委員と私と、ビオトープ調査をやっています。ビオトープマップというのができています。ですから緑政の責務として、どのようなビオトープがそこにあるのか、ビオトープマップをベースに、どこに、どのような施策がかかっているかということを示したしっかりとした現況の図面を作成していただきたいと思います。そういった参考資料を付けていただいて、その上で、都市計画審議会でのご判断になると思いますが、写真、データの記述というのが、今のままでは極めて不十分です。昭和 31 年の都市計画決定を廃止するにあたって、そのようなものを用意するというのが責務だと思います。また、個人的な意見ですが、論理構築が出来ていないということ、それから、現況を明確に示す資料が無いということ、この 2 つから判断基準というものが明確に出されておられませんので、廃止のご判断というのは困難であろうと、その時は存続というのが妥当な判断であるというのが私の意見でございます。

山本委員：前回からご説明はいただいておりますが、すっきり納得したところではありません。論理的に示すことは勿論大事なのですが、実際に現地に行って、本当に廃止してもいいかどうか

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

か、それだけでは判断できませんが、実際に見てみるということは非常に重要ではないかと思っております。このまま廃止を進めるのであれば、委員の皆さんで見に行って、実際に大丈夫かどうか見てみるのもよいのではないかと思います。

野口委員：山本委員のご意見と少し重なりますが、私も考え方としては、石川先生のご意見に賛成です。特に 22、23 頁のステップ 2 のコメントが文章として気にかかります。これは石川先生のご意見と同じなので見直していただきたいと思います。あと、飯島地区についてですが、ここは海浜公園の海浜の方とは少し違う場所で、観光客として訪れたことがあります。和賀江島を眺めるスポットや鎌倉十井の六角ノ井の遊歩道として、とても重要な楽しい散歩道として通った記憶があります。このため、海浜部と高低差があるために一体利用は想定されずとして片付けられるのはとても残念です。出来れば、審議会での現地視察とか、私は東京都の公園審議会にいた時があるのですが、この時は審議することについて午前中に現地視察、午後に審議というように進めていたので、例えば、このような場所について外に出るということも必要ではないかと感じました。

越澤会長職務代理：時間のこともあるのでご提案です。市民委員の方からもご意見いただいておりますが、一つは審議会からの意見としてまとめて、全員の同意が得られるかという時間的なこともあります。学識委員は 20 年やりましたので退任致しますので、最後の仕事として興水先生も含めて学識委員の専門的な見地からの意見を出しておく。次回の緑政審議会には、我々はこの場にいないのでそれ以上言えません。内閣総理大臣賞をいただくような鎌倉市というのは頑張っていると思いますので我々も申し上げております。本音はもう少し頑張っただけ欲しいという意識もありますが、行政としては色々な事情があるでしょうからということです。都市計画公園見直しは、所管としては都市計画課で仕切っているので、それを覆すというのは我々に行政権限上はありませんが、意見としては言える。当然、意見は求められています。ですから、趣旨となることをいくつかまとめて最後に文章を確認するというをやって、審議の過程を意見としてまとめるというのはどうでしょうか。

最後に個人的な意見としてもう一つだけ付け加えると、私は国の古都の審議会の会長をしていました。そこで鎌倉の切通の拡大等に関わっております。今でも残念に思っていることがあります。専門家としての意見と行政と社会情勢は全部が一致するわけではありません。平成 12 年の時に、横浜市域の古都の指定は横浜市の賛同を得られず出来ませんでした。横浜市には金沢文庫があり、その周辺は大変重要な場所です。つまり、当時の鎌倉武士というのは非常に教養が高く文庫を持っていたということと、もう一つ、和賀江島があることです。これは残念ながら当時の鎌倉市の文化財当局はあまり意識がなくて、現状で公有水面なので古都区域の指定の必要性はないとされました。私の主張が通って、今でも、どなたからでも古都拡大が良かったと賛同されるのは段葛です。これも実は参道で開発のおそれはありませんが、段葛があるということは古都区域の一番の根本であり骨格であるため古都区域に入れねばならない。このため、段葛が古都区域に拡大指定されました。それから、名越切通などを含め鎌倉市域にある区域を拡大指定し、当時は鎌倉市も頑張りました。残念なのは和賀江島であります。和賀江島は、本当は史跡公園がよいと、私は個人的には思っていますが、それはもう言いません。でも本当は、鎌倉武士の経済基盤は何であったのかということ、和賀江島と金沢八景と港を両方持っていること、しかも文庫も持

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

っているという鎌倉武士団が元寇を打ち破って、大元帝国の膨張を止めたという世界史的な意義があるわけですが、実はそのスケール感が、鎌倉が世界遺産登録を目指していた時に無かったと思っています。ですから、和賀江島は根っこに大きな問題がありまして、市の財政状況から考えると、史跡公園整備を進めるべきとまでは言えませんが、本当はそのような視点があります。ですから、本当は、飯島地区はせめて建物は2階建てくらいにして欲しいというのがあります。これは個人の意見で、先程の興水先生のお名前で意見集約をして欲しいというのは会長職務代理としての意見です。長くなりましたが2点の意見です。

興水会長：ありがとうございました。それでは、この区域の見直し等につきましては、報告どおり了承ということにはならず、特に金山地区と飯島地区に関しましては、緑政審議会としての意見を申し上げたい。どのような意見を出すかについては、今までのご議論でもう尽くしていると思うのですが、それを整理して事務局の方にご連絡するということとします。

岩田委員：補足と提案です。詳細な地形図をいただければ私が自然環境調査をしたいと思います。ぜひ検討をお願いします。当然、地権者のご了解が無いといけませんが、もう一つは、飯島地区は、大半が宅地になっているということが根拠になっていると思いますが、緑の部分がとても重要で、国際的な渡り鳥条約で保護されているような鳥が、この和賀江島を使っておりますけれども、潮が満ちている時は留まるところがないので、護岸を利用しています。北米原産のある小鳥が発見され、その時よくわかりましたが、この緑の部分を利用していたり、あるいはなぜか稲村ガ崎とここを行ったり来たりしていた。我々から見ると、飛び飛びであり関連が無いのではないか、と思うけれども、鳥から見ると一体のものとして利用しているということもありますので、もう少し慎重な方が良いと思います。

興水会長：わかりました。海浜公園区域全体として見た時に、この区域は、他の部分で公園機能が充足されているからもう無くても良いのだという話にはなりません。特に自然的な資質や環境、景観を考えた時に、ほとんどが他で充足されているからいらないのだ、という言い方は無いだろうと。やはり海浜公園としてどう考えるかという大前提から、このことに関して、緑政審議会として、どう意見を申し上げるか、預からせていただいて、専門委員の先生方と事務局と相談して進めます。金山地区と飯島地区に関しては、緑政審議会としての意見をきちんと申し上げたいと思います。今日は、都市計画の話から区域の話が出てスタートしておりますので、どうしても、もう既に宅地化しているので、公園としては良いだろうという話になってしまった。そのことに関しては、多少資料の出し方の問題でそうなっておりますのでご容赦いただくとしても、私が申し上げたとおり、海浜公園としてどう考えるか、緑としてどう考えるか、という観点が全くないので、緑政審議会としての意見を申し上げることにしたいと思います。これは、今まで緑政審議会で大きな緑地に関しては、相当頑張って色々なことを、大変なことを申し上げてきたのですが、これからはこのような小さなこと、これについてきめ細かく対応していくという作業がとても大事になると私は思っております。今後の審議会の方々にぜひお願いしたいと思っておりますので、そのきっかけとしても、この場所をどうするかということについては、緻密な丁寧な議論が必要だと思っておりますので、これは預からせていただくということにしたいと思います。

永井みどり課長：今、ご意見ございましたので、興水会長にご相談させていただきながら、的確に、緑の考え方が反映できるようにして参りたいと思います。

興水会長：現地視察は、緑政審議会として行くとなると、時間的な課題もありますので、行ける方が見に行くのではないかと思います、そのことも含めて事務局でお考えいただきたいをお願いをしておきます。

越澤会長職務代理：会長から出される意見書については、もう手続上と諸々のことがありますし、我々も意見を相当出していますので、全て会長一任ということでお願いしたいと思います。

興水会長：一任で良いのですけれども、意見はこれでよいか、ということはきちんと申し上げたいと思います。ただ、原案は事務局と私で作成し、再度見ていただくということをしたいと思っています。制度論的な話もあれば、公園としての話もあります。公園区域の見直しという部分に関してどう考えるのか、色々なことが今後も含めてありそう、ということですね。

越澤会長職務代理：内容について責任を取るという意味合いがあるので、学識経験者委員だけでよいですか。

興水会長：このような意見をまとめましたということは、市民委員にもお知らせしたいと思います。

石川委員：追加ですが、ビオトープマップのデータがありますので、拡大して、これがどの程度の精度であるかということは提供いたします。それは不十分だと思いますので、岩田委員に補足的にしっかり調べていただくということでいかがでしょうか。

興水会長：結構でございます。正確で大変緻密な調査をやっていますけれども、今、石川委員ご指摘のとおり、必ずしもきちんとできていない部分もあるので、その辺りは岩田委員のお力を借りなくてはいけないと思います。よろしくお願いします。

(2) 生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条例の制定について

興水会長：それでは、報告事項の(2)「生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条例の制定について」、事務局から報告をお願いします。

館下都市計画課長：それでは、報告(2)「生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条例の制定」について、説明します。本件は、昨年6月の都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、生産緑地法が改正されたため、本市における生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条例を制定し、指定面積要件を500㎡以上から300㎡以上に引下げようとするものです。生産緑地地区は、都市計画法第8条第1項第14号に規定された地域地区の一つで、市街化区域において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に定めるものです。

生産緑地地区に指定されると、市街化区域内の農地としての土地利用が都市計画上明確に位置づけられることとなり、営農者は都市内で安心して農業を継続することができます。一方で、営農者は農地としての管理が義務付けられ、30年間、原則として農地以外の土地利用ができませんが、固定資産税評価が大幅に減額されると共に、相続税の納税猶予等の税制の優遇措置があるため、営農者は安心して営農を継続することができます。生産緑地地区の指定要件は、市街化区域内にある農地等で「公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

地の用に供する土地として適しているものであること」「500 m²以上の規模の区域であること」「用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること」となっております。

生産緑地の解除は、次の 3 点が挙げられます。一つ目は、都市計画決定の告示から 30 年を経過したとき、2 つ目は農業の主たる従事者が死亡または故障に至ったときで、これらの場合、農地所有者は市に対して生産緑地地区の買取り申出を行うことができます。買取り申出が行われた場合、市が買取り又は農業希望者へ買取りのあっせんを行い、買取り申出の日から 3 ヶ月を経過しても移転が行われなかった場合、行為制限が解除されるため、市は当該生産緑地地区を廃止します。3 つ目は、生産緑地地区内の農地等の全部又は一部が公共施設等の敷地の用に供された場合で、この場合当該部分は廃止することとなります。続きまして、鎌倉市における市街化区域内の農地の状況について説明させていただきます。スクリーンでは、お手元にお配りした資料 4-2 を写しています。都市計画基礎調査、平成 28 年度実態調査の速報値によると、市内の市街化区域内の農地、荒廃地を含みますが、合計約 40.4ha あり、そのほとんどが 1ha 未満の土地となります。鎌倉市の生産緑地地区は、平成 4 年に 139 箇所・約 16.9ha を当初指定した後、廃止や追加を繰り返し、現在は 136 箇所・約 17.2ha の指定となっています。平成 4 年の当初指定地区数や指定面積と比較すると、本市においては、現状、生産緑地地区の指定面積は維持、保全を継続できているといえます。生産緑地地区の指定年度別の内訳を見てみると、2022 年に指定当初から 30 年が経過し、買取り申出の対象となる箇所が 115 箇所・面積約 14.6ha あり、これは全生産緑面積の約 85 パーセントを占めています。条例制定の背景を説明します。平成 27 年 4 月に制定された、都市農業振興基本法に基づき策定された都市農業振興基本計画において、市街化区域内の農地がこれまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として位置づけが転換されました。都市農業基本計画では、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない 500 m²を下回る小規模な農地や、所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、必要な対応を行うとされました。このことに伴い、平成 29 年 6 月に生産緑地法が改正され、生産緑地地区の面積要件を条例で 300 m²以上まで引下げることが可能となりました。次に、上位計画との関係ですが、鎌倉市都市マスタープランでは、農業の振興、農地の維持において、多面的な機能を有する農地を維持するために、「生産緑地地区の指定継続への対応」を行うこととしております。また、鎌倉市緑の基本計画では、緑地保全に係る法制度において、生産緑地地区は「指定の継続を図ります。」としており、上位計画では生産緑地地区を維持していく方針であることが確認できます。これらの背景から、条例制定の理由として、国の都市農業振興基本計画に基づき、本市の市街化区域内農地を、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと、位置付けを明確にするとともに、生産緑地地区の維持・指定継続を図ることとします。先ほどのグラフにあるとおり、当初指定から 30 年が経過する生産緑地地区が 2022 年から発生することで、生産緑地地区の減少が懸念されますが、これに対しては、面積要件の緩和により新たな指定を増やし、指定面積の維持を図っていく方向で条例の制定を目指します。なお、緩和する面積については、小規模な農地等においても災害時における避難場所や延焼防止帯として、また、生活の中で身近

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

に触れ合える場等として、少しでも緑地機能が発揮されることを期待し、条例で定めることができる下限面積である、300 m²以上とします。鎌倉市農業委員会からも、これまでの500 m²の要件を満たさないながら、宅地並み課税の負担をして営農を続けている小規模な農業従事者に対する面積要件の緩和措置について要望が出されています。条例案は、資料4-1の4頁に記載していますが、既に制定された他市の事例を参考として、区域の規模のみを定める条例を検討しています。最後に、制定手続き及び今後の予定を説明します。本審議会報告後、1月23日に予定している鎌倉市都市計画審議会への報告を経て、2月にパブリックコメントを実施します。その後、条例案を6月の市議会定例会に上程し、議決後、7月の公布及び即日施行を目指します。条例施行後の新規指定については、農地所有者への周知期間を考慮して、例年実施している年末の都市計画変更手続に含めて適用する見込みで、平成30年末の告示を予定しています。以上で報告事項(2)の説明を終わります。

興水会長：ただいまの説明に対しまして、ご質問などがあれば、お伺いしたいと思います。

岩田委員：自然環境調査を行った時の農地の役目というのはかなり重要で、保全対象の緑地との関連、緑の連続性や色々な面で、重要性が指摘されましたが、今回、指定要件が緩和されて、300 m²以上になるということは、非常に良いことだと思います。最後の条例案を見ると単に数字を直しただけで、鎌倉市としてはもう少し、文言にするかどうかは別として数字以外の部分にも目を向けると良いと思います。例えば、保全されている緑地や公園に連続性を持った300 m²以下の農地があるようであれば、積極的に保全を図るといった形が欲しいなと思います。それから、指定要件は、ひとまとまりの300 m²ということだと思いますが、分断されているものについては対象外になるかもしれませんし、生物の面から見て、連続性のあるようなものは、一つとして扱っていただければと思います。可能かどうかわかりませんが、将来的に検討していただければと思います。ぜひお願いいたします。要望です。

興水会長：他にありませんか。

石川委員：図面を見ますと、荒廃地というのが随分あるのですが、質の問題になりますが、今回の指定要件を300 m²に引き下げるとすることで、数とかについてどのようにお考えになっていらっしゃるのか教えていただきたいです。

興水会長：荒廃地について、どのように考えるかということですが、いかがでしょう。

館下都市計画課長：この図上の荒廃地ですが、都市計画基礎調査上、耕作地と荒廃地、耕作放棄地とか色々ございますが、基礎調査上、明確な区分けができないものでございまして、現地踏査をしてきちんと確認をしていない中で、振り分けができないものですから荒廃地というものを一緒に合わせてプロットさせていただいております。

石川委員：地目としては今回のアプローチの対象にはならないのですか。図面で、農地と荒廃地と両方の分布が出ている。対象となるのは、緑色で確認ができる。でも、地目は違いますよね。

興水会長：質問の趣旨としましては、荒廃地というのは「生産緑地地区で荒廃しているところ」なのか、それとも「荒廃している土地」なのか、仕分けができていますか、ということです。そして、その仕分けに対してどのように扱うのですか、ということです。そのところをきちんと答えてください。

橋本都市計画担当：生産緑地地区というのが、こちらの資料4-2では赤く囲われている部分になります。ですので、生産緑地地区で荒廃地になっている場所というののもいくつかございます。

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

都市計画としては、一時的に耕作をしていないとか、やはり数年耕作ができなくなってしまった、例えば高齢化してできなくなってしまったというケースは、そのことをもってすぐに生産緑地地区を解除するということは、基本的にはしないという判断になりますので、農地の管理をしている農業委員会の方で、年に 1 回程度、農地の調査をして、耕作をするよう指導している状況でございます。

植木委員：ご説明いただいた事を確認しますと、地図の 3 番の山崎・寺分の真ん中よりやや左よりの赤いラインで囲っているけど、オレンジ色で塗られている荒廃地と書いてある所は生産緑地地区であって、その下の手広・笛田の真ん中より左下のオレンジ色だけ赤のラインで囲われていない部分は生産緑地地区には指定されていないということで、よろしいでしょうか。

橋本都市計画担当：はい、そのとおりでございます。

植木委員：そうだとすると、この手広・笛田の方の赤のラインで囲われていない部分は結構広く見えます。今、岩田委員もおっしゃっていたように、人間は農地、荒廃地と言いますが、生き物にしてみたら、荒廃地というものは多分無いと思うのです。そのあたり、今後、守っていけるような手立てを講じていただければと思います。例えば、ここの手広の所はとても広い範囲で守られていくと思いますので、人の営みで必要か、必要でないかだけでなく、もう少し広い視点での指定みたいなものがなされていくと良いと思います。今後、検討していただきたいという希望です。

奥水会長：今日は生産緑地地区の指定要件を 500 m²から 300 m²にする条例を作ります、という報告なので、次の段階の話になると思いますが、300 m²になった時に、市街化区域内の農地の扱いについて、施策としてどのような新しい展開が出てくるのかということについての考え方で、次の段階でご努力いただきたいということでした。それから、緑として農地を見たときに、それをどのように扱うかについて、300 m²以下の小さな農地を生産緑地地区に指定した時に、どのような緑として位置付けられるのか。今までと同じ農地の緑的な意味をもったものとして扱うのが良いのかどうか。考え方が変わってくるのかどうかということも、もし、次の段階でお話することになればご指摘いただきたいのですが、いかがでしょうか。

永井みどり課長：緑の基本計画の立場でということになりますが、先程の説明の中にもございましたが、今、鎌倉市緑の基本計画の中では、生産緑地地区については、指定の継続を図っていきますということを言っております。今後の 2022 年問題と言いますか、指定から 30 年経った生産緑地地区が、仮に解除される、あるいは一部解除されるような時の道連れ解除と言われるのですが、500 m²を満たさなくなったのでやむを得ず解除という部分が出てきたとしても、今回 300 m²の指定ができるということは、この緑の基本計画の施策方針に合っていると考えます。鎌倉市の農地全体の現状を見ると積極的にどんどん生産緑地地区を増やしていくという方針は緑の基本計画としてなかなか持ちづらいという状況ですが、指定の継続を図っていくという施策方針においては妥当性が高いのではないかと考えています。

奥水会長：植木委員が今お話になったように荒廃地になっている所をどうするのかということも含めて鎌倉市の農地、あるいは農地らしき所をどう扱っていくのか、とても大事な問題です。

これまで緑政審議会でも緑の基本計画でも農地としてしか書いていなかったのですけれども、大きな問題が一段落しましたので、これからこのようなことに関して丁寧に扱っていく、考えていくということが大事だと思います。ぜひ、継続的に緑政審議会としてこの問題を考えていって欲しいと思います。では、報告を承ったこととさせていただきます。

(3)「緑の都市賞の受賞について」

興水会長：それでは、報告事項の(3)「緑の都市賞の受賞について」、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：報告事項(3)緑の都市賞の受賞について、報告いたします。資料 5 の市の記者発表資料をご覧ください。「緑の都市賞」は、公益財団法人都市緑化機構が主催する顕彰制度です。今回、「鎌倉市緑の基本計画推進の取り組み」について、「緑のまちづくり部門」に応募しました。この部門は、都市や地域の緑化や緑地の保全について、地域の個性を活かした施策を展開し、その成果をあげている市区町村を主な対象としています。主催者において審査の結果、本市が内閣総理大臣賞を受賞しましたので、報告いたします。詳細について、担当から説明いたします。

後藤みどり課担当係長：このたびの受賞については、本市が古都保存の観点、及び緑の基本計画に基づいた緑地保全の取組を積極的に推進し、多くの緑地保全を実現できたことなどが評価されたものと考えています。本市は、緑の基本計画で定めた基本理念「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」を継承し、基本の方針を定めて計画実現のための施策展開につなげてきました。近年には、「三大緑地」の保全をはじめとする、計画に基づく施策が大きく進展し、緑の担保性が高まっています。市がこの取り組みを確実に推進することができた理由は、一点目は、『市民と共有できる緻密な計画の策定』。計画の施策方針図を 1 万分の 1 サイズで緻密に作成することで、候補地を市民と共有しています。二点目は、『市独自施策を法制度指定に結びつける取り組み』。緑の基本計画の平成 18 年改訂では、施策に重点を置いた改訂を行ったことで、緑地保全施策が相当に進捗しました。三点目は、『策定後の実績報告と定期的な計画の見直しなど、計画を施策展開に結びつけるシステムづくり』。計画の進捗を踏まえた定期的な見直し・改訂を行い計画推進に努めてきました。また、市民との連携施策を進め、市内の公的緑化推進団体の充実をめざしてきており、「NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー」、「鎌倉風致保存会」及び「鎌倉市公園協会」が「みどり愛護功労者賞」などを受賞し、連携の取組みが評価されてきました。これらの施策展開については、過年度の取り組みと成果をまとめた「鎌倉市のみどり」をもちいて進行管理を行っています。こうした実績が評価され、今回の受賞の運びとなりました。資料の最後の頁をご覧ください。平成 29 年 12 月 4 日には、第 1 回「みどりの『わ』交流のつどい」において石井国土交通大臣より表彰を受けるとともに、「鎌倉市緑の基本計画推進の取り組み」について、眞子内親王殿下に説明を行いました。表彰状など、展示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。今回の受賞にあたっては、本審議会から貴重なご意見をいただきながら、土地所有者をはじめとした市民の皆さんや市議会などの理解のもと、実現できたものと考えており、これからも、古都・鎌倉が豊かな都市であり続けられるようにしていきたいと考えています。以上で、説明を終わります。

興水会長：鎌倉市は緑に対する取り組みを色々してきたわけですがそれでも、それを全て非常に高く評

価をしていただいて、内閣総理大臣賞をいただいたということは、大変喜ばしいことではありますが、これは市民の皆様方の緑に関する理解や事務局のご努力、そして審議会からの大変有意義なご示唆、ご意見の賜物だと思います。今のことについて何かご質問等あれば伺いますが、無ければ大変立派な表彰状等が飾っておりますので、後でじっくりご覧いただければと思います。

(4)「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて」

興水会長：次の報告事項の(4)「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて」に進みたいと思います。これについては、今まで色々ご意見、ご質問を頂いておりますが、事務局から報告があります。お願いします。

永井みどり課長：鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取組について、お手元の資料 6 を基に説明いたします。まず、資料 6-1 をご覧ください。これは前回配付したものと同一のものでございます。経緯について簡単に説明いたします。鎌倉市緑地保全基金は、市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため、昭和 61 年に創設されたもので、特に広町、台峯、常盤山の、いわゆる三大緑地の保全においては、その後ろ盾として非常に大きな役割を果たしてきました。当審議会からは基金に関しては重要な検討事項であるとのご意見を受け、基金の現状等を報告する中で、財源確保の具体的な手法を検討するためにも何を議論すればよいのか、事務局で検討していくこととしました。前回審議会では、基金に係る検討を重ねる前提として、これからの鎌倉市のみどりのあるべき方向性を見据えた検討が重要と考え、論点を整理し、論点を踏まえたご討議をお願いしたいと考え、資料 6-1 の 2 頁にありますように、前回の第 65 回緑政審議会において、論点①「管理の現状を踏まえた今後の方向性について」として、緑の保全や維持管理に係る予算の現状や見込などをお示したところでございます。本日は、前回に宿題となっていました公園緑地の管理についての費用を改めて整理した資料を提示するとともに、論点②「緑化推進団体等の育成・連携の現状を踏まえた今後の方向性」について報告し、その状況を踏まえた「鎌倉市の緑のあるべき方向性」について、ご意見を頂きたいと考えております。頂いたご意見につきましては、各事業に直接的に反映できるものは反映しつつ、今後、5 年ごとの定期的な緑の基本計画の見直しの検討、必要に応じた改訂の中で、しっかり書き込んでいくことが重要と考えております。続きまして、本日の資料内容について、担当から説明いたします。

後藤みどり課担当係長：前回の審議会でご要請のありました、追加資料について説明いたします。資料 6-2 をご覧ください。前回の審議会での発言要旨とその対応をまとめたものです。各委員から、「管理の内容」や「管理に係る事業費」、「維持管理事業の全体像」などが分かる資料が必要であるとのご意見をいただきました。これに対し、今回、資料 6-3、-4、-5、-6 を作成しました。資料 6-3 をご覧ください。緑地等の管理に係る概念図です。市に存在する緑地等は、大きく「民有地」と「公有地」に分けられます。民有地の一つとして風致保存会の所有地があり、公有地は、市・県・国の所有地があります。上段をご覧ください。管理主体としてそれぞれ土地所有者がいます。中段、管理に関わる者は、管理主体である所有者のほか、鎌倉風致保存会や緑のレンジャーOBのような市民団体がおり、ボランティア活動として民有地である社寺の境内地や市で所有する史跡・緑地及び公園を対象に、維

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

持管理活動を行っています。また、市は、樹林管理事業や保存樹木奨励金制度など、民有地の維持管理の支援を行っています。なお、文化財につきましては、市有地のうち史跡等の部分に含まれます。図中の市有地において本審議会で討議を進める対象としては、「緑地」及び「都市公園等」のうち大規模な公園としており、史跡等につきましては含めていないことをご了承願います。下段は、民有地への支援や市有地の維持管理に係る市の予算を示しています。続きまして、資料 6-4 で市の予算の内訳を説明します。こちらは、前回の緑地の維持管理費の資料に、都市公園の管理費を補充して、整理したもので、全ての費用の内、基金を充当している事業は、下から 2 点目の確保緑地の適正整備事業のみです。資料 6-4 の 2 頁の下段をご覧ください。民有緑地の維持管理支援策に係る事業費の概要を示しています。総額は約 3000 万円となり、内訳は表に示した通りです。資料 6-5 をご覧ください。前回の審議会で「管理の水準」が分かる資料をお示しすると公園課長から申し上げたもので、鎌倉広町緑地の維持管理水準書になります。なお、後ほど公園課長から説明申し上げます。資料 6-6 をご覧ください。こちらは会長からの意見に基づき作成したもので、例年、緑の基本計画の取組をまとめた「鎌倉市のみどり」の別冊において、当該年度の事業に要した経費を示してきましたが、来年度からは、維持管理費用を追加し、資料 6-6 のように表示していきたいと考えています。以上で、追加資料の説明を終わります。続きまして、論点②としました「緑化推進団体等の育成・連携の現状を踏まえた今後の方向性」について説明いたします。資料 6-7 をご覧ください。本資料は、本年度の「鎌倉市のみどり」から、「緑化推進団体等の育成と連携」に関する部分を抜粋して作成したものです。主な内容を説明します。2 頁をご覧ください。緑のレンジャー事業等の概要を示しています。緑のレンジャージュニアは、小学生を対象として、自然観察や体験作業などを実施することで、子供たちに自然の大切さを知ってもらうことを目的としています。同じく、シニアは、18 歳以上の市民等を対象とし、公園・緑地の保全管理についての学習や間伐等の体験作業を行うことで、ボランティアの担い手となる人材を育成するものです。1 頁の緑の学校の運営と合わせた緑化啓発業務に係る事業費は、3 頁、表(3)に示しますとおり約 360 万円です。また、緑のレンジャーシニアの修了生が NPO 法人を立ち上げており、28 年度の会員数は 80 名です。4 頁をご覧ください。緑化まつりの概要を示しています。「鎌倉市緑化まつり」は、緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント事業として開催するものです。開催事業費は、緑化まつり実行委員会に対する負担金として計上しており、平成 26 年度以降は 16 万円としています。開催概要は、5 頁の表にお示しする一連の取組みとしています。6 頁をご覧ください。風致保存会助成事業について示しています。風致保存会に対しては、年間約 1000 万円の運営補助金を交付しております。会員数は、平成 28 年度 397 名となっており、活動内容は、保存会所有地ほかの緑地保全活動や古都・緑の普及啓発イベントの開催などです。8 頁をご覧ください。その他の事業として、公園愛護会・街路樹愛護会について示しています。公園愛護会は、主に街区公園における市民による維持管理活動に対し、奨励金を交付するものです。事業費は約 480 万円となっています。最後に、9 頁をご覧ください。「緑化推進団体等の育成と連携」に係る決算値の推移についてお示ししています。これらの事業に係る経費の内訳は表に示す通りです。推移については、平成 24 から 26 年度にかけて、市の財政状況を踏まえ、減少していますが、平成 27 年度以降は、

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

ほぼ同額で変動ありません。以上、説明を終了し、引き続き、公園課長から鎌倉広町緑地の維持管理水準書について説明いたします。

田沼公園課長：公園課長の田沼です。よろしくお願いいたします。引き続き、公園施設の管理水準について、説明いたします。資料 6-5 をご覧ください。この資料は、鎌倉広町緑地の指定管理者である「鎌倉広町パートナーズ」と締結している「鎌倉広町緑地の管理に関する基本協定書」に記載されている「鎌倉広町緑地維持管理水準書」で、他の公園の指定管理者も同様な管理水準書があります。各指定管理者は、これらの水準書に基づき、公園の維持管理を実施しています。水準書は、都市公園法施行令第 5 条の「公園施設の種類」に基づき、業務内容、対象施設の数量や頻度等を定めています。ただし、樹林管理は、予算上の問題で、主に園路や隣接敷地に影響のある箇所を優先しているため、緑地全体について定めていません。また、自然環境の変化を確認するためのモニタリング調査についても水準書を策定しています。以上で、説明を終わります。

興水会長：ありがとうございました。保全基金の推移状況、各種事業についてのご説明でした。ご質問などがあれば、お願いします。

石川委員：いつの資料なのでしょう。これをお願いしているということですか。

興水会長：この広町の管理水準は、いつからいつまでの指定管理者に関するものなのか、数字が見えないということですか。

田沼公園課長：現在、広町に関しましては、平成 28 年から平成 31 年 3 月までの指定管理になっておりまして、その期間に関しましては、その年度で他の指定管理を行っている公園協会や笛田公園とかがちょうど切替になりますので、それに合わせて、その後は 5 年間の指定管理業務を委託する予定であります。とりあえずは 3 年間で、現在協定を結んでいます。

石川委員：広町は、この緑政審議会で長い間かかり担保されて、いよいよ維持管理ということで、この資料に対してとても興味があるのですが、岩田委員にこれの読み方というか、緑政審議会のメンバーとして何かしらのコメントをいただければ、今まで保全で確保してきたということでもありますけれども、大変示唆に富むと思います。

岩田委員：まだ全部見られていないのですが、まずここに記載された表は、きれいに整理されていますが、要するに現状を維持する上で、最低限のことが書かれているだけです。まず、石川委員からお話がありましたが、緑政審議会が色々関わって、ようやく保全されたところなので、都市林構想を練った基本構想で、色々な生息環境について触れています。現状と当時とで、かなり乖離している部分も出てきています。そのあたりの、本来の生息環境の保全、あるいは改善に向けたものが担保されているとは思えません。一応モニタリングをやっているのですが、市民の方にやっていただいているので、現状でめばしいものを、種を指定して指標をチェックする程度のもので、全体の環境がどのように変化しているのかをきちんと記録を取られる事がまず必要かなと思います。そうすると、どこをどのように解決していけば良いのかが当然出てきますし、予算の関係も当然あると思いますけれども、また、別のものが見えてくると思います。

興水会長：そう思います。今日のこの資料の整理の仕方は、都市公園施設としての管理の作業について打ち出したものです。修景施設とか、便益施設とか、そのような表し方になっています。それではなく、もう一つの切り口は、自然保全や、樹木に関して職員がどのように対して

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

いるのか、と言った切り口で整理してみようといったものがあります。それもいずれ必要なのではないか、というご指摘でした。

石川委員：私、この図面の図面集というものを見て、頭を抱えてしまいました。広町は他の所とは全く違って、ものすごく立派な自然環境調査とか、先ほどのビオトープマップも、もう、ここまでやるのですかというくらい緻密なものを作りました。やはりそれをベースに岩田委員がおっしゃったように管理のやり方によって質が変わってきますから、やはり自然環境調査を基に、どのように管理していくか、それはあるのかもしれないし、私はちょっと記憶していないのですが、もしあれば大変素晴らしいし、それと、この維持管理水準書を対応させるような進め方が良いのではないかと思います。それで、参考までですけれども、私は、先ほども申し上げましたとおり、川崎市の委員をずっとやっておりまして、川崎市には生田緑地というとても大きな緑地があります。そこでは、詳細な調査に基づいて、管理区分のブロックをきちんと決めておりまして、このブロックについてはこのような管理もしますということで、やっています。それから、広町もそうですけれども、そこに市民の方々が入っていますから、どのような管理をしなければならないという基本的な方針がない限り、やみくもにできませんので、生田緑地に関しては、管理ブロック区分というものを作って、それぞれに対して詳細なビオトープマップのようなものを作成し、葎が高く伸びている所はむやみに刈らないとか補足をして、どのように管理すれば良いのかを緑地の実態に応じてやっています。広町もそれだけのデータが揃っているの、私が把握していないだけだと思うのですが、この管理水準書の附属図面に関しては、質を高めるようなものが反映される形に少し充実させていくと良いのではないかという意見です。

興水会長：ありがとうございました。大事なことだと思うのですが、一つだけ。この表の管理区分 A とか AB とかありますけれども、これは自然環境調査に基づいて何かしらの評価をして、そしてこのような管理方針でこのようにする、といった流れがあって、整理した AB でしたか。その AB なるものは図面化されていて、それと管理作業というものが対応できているということですか。

田沼公園課長：今、手元に資料がありませんが、この広町の管理水準書は、まずお金を算出するために、最低限の維持管理行為として何を何回行わなければならないかを決めているものです。実際、ご意見のように、基本構想、基本計画、基本設計の中で、それぞれゾーニングをしまして、そこをどのようにしていくのかというのを非常に細かく、広町の場合は決めていますので、それを継続的に、市民団体の方達が基本的には管理していますので、そういった部分をこのようなものにも反映させるというのは、今後検討させていただきたいと思います。この管理水準書は、お金を算出するための一つの資料ということでのご理解をいただきたいと思います。

植木委員：先ほどから小さな話で申し訳ないのですが、広町緑地のような立派な緑地は、勿論指定管理者もいますし、やはり継続的にきちんと管理されていくと思いますが、それほど大きくはないけれども緑地として残されている部分についても考えていただきたいです。おそらく市民、周辺、近隣の方々のご意見もあって、木の伐採、枝切り、下草刈りとかで、定期的に業者さんが入られているようなのですが、その草刈の仕方とか、そういうものについても、このような指標があってやっているのかどうか。見てみると、少し疑問に思うよう

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

な作業をされている場合が多いのです。私も全部の所は知りませんが、一番身近な所で見ていたりすると、どうしてそのような草刈の仕方をしたのかな、と思うようなことがある。市としては人手とか色々な問題があり、難しいとは思いますが、大きな、立派な所だけでなく、小さな所もきちんとやって欲しいです。小さな所の方がおそらく数が多いと思うのですよね。ちょっときめ細やかな部分を計画していただければよいと思います。

興水会長：小規模な緑地に関して管理を考えた指針というものが用意されているのでしょうか。あるいは、これから用意して、段々実践していこうということなのかということです。

田沼公園課長：今のご質問ですが、指定管理をお願いしているという所は、都市公園法の網をかけている施設になっています。大きく分けますと、ここに出しています広町緑地。それからスポーツ施設、有料施設を持っている笛田公園。これらが別になっていて、それ以外に街区公園と鎌倉中央公園、鎌倉海浜公園のものに関しましては、(公財)鎌倉市公園協会がやっています。それ以外で、鎌倉市が管理している小さな緑地、小さいだけではなく、面積が大きなものもありますが、都市公園法の網をかけていなく、寄附を受けたり、近郊緑地特別保全地区で買入れした土地に関しましては、特に指定管理業務を行っていませんので、これは直営で、その都度苦情があった所に関して対応しています。ある程度毎回草が伸びて要望があるような所に関しましては、年度当初に定期的に業者に委託発注をしています。正直なところ、細かくここはこうに刈ってくださいと言ったことは、実際に業者さんが入るときに、住まわれている方から要望があれば聞きますが、それ以外に関しましては、ある程度機械的に判断したりとか、法面を管理する中で、機械除草をしたりとか、手刈りでやったりとかありますが、なかなか細かくできない部分があります。ただ、岩田委員からこのような植物が生育しているから、刈り方を注意してくださいというようなご指摘を受けた場所については、注意をしてやっています。大きいところでは、(仮称)常盤山緑地は、ボランティア団体と協力しながらやっています。都市公園法の網がかかっていない緑地に関しての維持管理は今、一つの課題になっています。

興水会長：鎌倉市の組織、業務というのはいろいろあるため、一定の基準で管理するという事は出来ないし、そうしない方がよいということがあります。

岩田委員：ここ 10 年くらい緑政にかかる部分の予算というのは削減でありますけれども、一時は三大緑地の件もあって、鎌倉市民も緑の保全については非常に積極的でいい方向でしたが、最近是一段落して緑地は担保されたと勘違いして、トーンが下がってきた気がします。当然、担保はされていますが、まだまだ予算的には当然厳しい部分も出てきますし、特に公園は整備事業の予算は出ますが、維持管理については予算がつきにくくなっている状況があります。本来、保全も重要ですがその後の維持管理がとても重要で、例えば、せっかく担保されたところでも、最低限の管理となり、なかなか整備は行き届かなくて外来種が増えてしまうとか、緑の質が低下している率が多くなっています。自然環境調査をやってから 10 年以上たっていますが、保全をするためのデータを収集するのも一つの目的でしたが、当時と比べて、生息環境からいうと質が劣化している部分が多いので、まず、それぞれの緑地、公園の緑の質を向上するというのを一つの大きな目標としていただいて、予算関係が厳しいと思いますが頑張って維持管理に力を入れていただけるといいと思います。

興水会長：大変、重要なご意見ありがとうございました。管理についても十分やっていただければと

思います。

(5)「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の発送等について

興水会長：それでは、報告事項の(5)『『鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)』の発送等について』、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の発送等について、お手元の資料 2 を基に、経緯を簡単に説明いたします。本件につきましては、平成 28 年 1 月 15 日開催の、第 62 回当審議会において、三大緑地も含めた緑保全の取組の経過をまとめ、引き継いでいくという趣旨で、越澤会長職務代理から「緑政史をまとめたかどうか」とのご提案があり、当審議会として編集し作成したものです。事務局において案を作成し、委員の皆様にご意見をいただきながら取りまとめ作業を進め、前回の第 65 回緑政審議会において、最終案をご報告し、内容の確定をしました。その後、誤字等の微調整を経て、昨年 11 月に市のホームページで公開致しておりますのでその旨を資料に書かせていただきました。資料の裏面には、ご参考に表紙及び目次を載せています。また、12 月には、モノクロ印刷した冊子を委員の皆様を始め、コラムへ執筆いただいた方等に送付致しております。なお、今後、予算などを見ながらカラー印刷ということも行っていきたいと考えています。

興水会長：一区切りがつかまりましたということですが、越澤先生から補足があれば。

越澤会長職務代理：無事、ここまでいってよかったです。あと、私が言うことでもありませんが、印刷費については、学校などに配られればよいということもありますので、市の予算折衝の努力をよろしくお願いしたいと考えています。

興水会長：それでは、報告事項を終了します。

3 その他

(1) 古都保存法施行 50 周年記念事業成果の PR 等のその後の対応について

興水会長：次に、その他の議題といたしまして、「古都保存法施行 50 周年記念事業成果の PR 等のその後の対応」について、事務局から報告をお願いします。

古賀都市調整課長：都市調整部都市調整課の古賀と申します。よろしくお願い致します。古都保存法施行 50 周年記念事業成果の PR 等のその後の対応」についてご説明致します。第 64 回当審議会におきまして「古都保存法施行 50 周年記念事業の進捗状況について」ご報告いたしましたところ、当審議会から、せっかく記念の冊子を作ったので、PR をした方がよいのではないかと、シンポジウムや造園学会等で取り上げる可能性も含めて、何か考えよう、という趣旨のご議論がございました。このたび、このようなご議論を受ける形で、日本造園学会関東支部大会におきまして「史料に見る鎌倉市の歴史的風土保存区域指定の変遷」について発表いたしましたのでご報告致します。お手元の資料 7 をご覧ください。今回の発表では、鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業の一環と致しまして、市をはじめ、国土交通省、神奈川県や(公財)鎌倉風致保存会などから関係史料を収集し、50 周年の足跡を辿るような記念誌をまとめたことを紹介し、この史料から見る歴史的風土保存区域の指定の経緯とその考え方を整理しましたのでその概要を説明いたします。なお、歴史的風土保存区域は、「古都区域」と略して説明致します。

資料 1

第 67 回鎌倉市緑政審議会資料

はじめに、古都区域指定の考え方として、区域指定の基準の整理や当審議会会長職務代理でもある越澤明北海道大学名誉教授から示された古都区域の理念を紹介するとともに、風致保存会が作成した保存認定地域図とその地域選定の要領をもとに国は古都区域の原案を検討した経緯を紹介しています。まず、昭和 41 年の第一次指定について、平野侃三東京農業大学名誉教授にお話をうかがったところ、当時の建設省で古都保存法を担当していた際に、稜線を越えて歴史的風土保存区域を定めるべきと考えたきっかけをご説明いただいたことを紹介し、当初指定で約 695ha の指定が行われた経緯をまとめました。昭和 48 年の第二次指定では、新たな都市計画法が成立したことを発端に、国の審議会でも古都保存法の実効性を高めるために指定区域拡大の案が検討された経緯を、また昭和 61 年の第三次指定では、同じく国の審議会でも新たに国指定史跡指定された北条氏常盤亭跡一帯を追加指定する議論がされたこと、特別保存地区指定中心の議論がなされたこと、更に平成 12 年の第四次指定では、区域の総仕上げとして指定区域の拡大案が検討され、その結果として、段葛や逗子市域を含む名越切通周辺が指定された経緯を、当時をよく知る方々のインタビューを引用する形で紹介致しました。最後に、現状の区域内の樹林地の管理負担が大きくなってきたことを紹介し、歴史的風土の維持と市民の安全の両立が今後の重要な課題となっていることを紹介しております。以上です。

興水会長：このようなことを、学会等できちんと報告するということは大事なことだと考えています。何かご質問などがありますか。

(意見なし)

興水会長：それでは、この議題についての質疑を終了いたします。

日程調整についてですが、このメンバーの任期は 1 月 22 日までとなります。次回日程については、新たな構成の委員で行うこととなりますので、適切な時期に事務局からご連絡をして調整をお願いします。

(2) 審議会確認事項

興水会長：次に、本日の確認事項を事務局からお願いします。

永井みどり課長：通常、当日確認事項の読み上げを致しておりますが、時間的なこともありますので読み上げは失礼させていただきます。各々、報告事項につきまして本日、事務局からご報告を申し上げて、了承となったことを配付した書面に書かせていただいておりますが、報告事項(1)だけは、詳細に申し上げます。「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について」、鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について、事務局から報告がされ、審議会として会長名で意見をまとめて、後日、市に送付することとした、ということでよろしいでしょうか。ご確認をお願い致します。

興水会長：それ以外については、書面のとおりとなっておりますが、確認事項について何かあればお願いします。

(意見なし)

興水会長：特にご意見がなければ、本日の確認事項は、事務局が配付した書面の内容で確認させていただきます。それでは、本日の緑政審議会は、これで終了します。